



2025年8月22日

各 位

上場会社名	北海道電力株式会社
代表者	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋
(コード番号	9509 東証プライム・札証)
問合せ先責任者	総務・環境部企業行動室
	法務グループリーダー 堂垣内 康弘
(TEL	011-251-1111)

北海道電力ネットワーク株式会社における 電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告に対する報告書の提出について

当社子会社の北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「北電ネットワーク」）は、7月23日に電力・ガス取引監視等委員会より受領した業務改善勧告に対する報告書を取りまとめ、本日、同委員会に提出しました。

本業務改善勧告は、当社において北電ネットワークが作成した非公開情報^{※1}が記載された資料を当社従業員が所持・閲覧し、発電事業の業務に利用した事実が認められた^{※2}ことを受け、行われたものです。

当社および北電ネットワークといたしましては、電力自由化における公平、公正な競争を前提とした事業運営の根幹を揺るがしかねない行為と重く受け止めており、行為規制の法令遵守に係る新たな監視・監督体制のもと、徹底した再発防止に努めてまいります。

報告書の概要については、別紙をご参照ください。

※1：一般送配電事業者が営む託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報

※2：電気事業法上、北電ネットワークの特定関係事業者（一般送配電事業者と同一グループ内の小売電気事業者、発電事業等）である当社は、非公開情報をその小売電気事業、発電事業等の業務において利用すること等が禁止されている

以 上

電力・ガス取引監視等委員会からの 業務改善勧告に対する報告の概要

2025年8月22日

北海道電力ネットワーク株式会社

1. 電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告

- 当社は、一般送配電事業者としての情報管理に係る体制整備義務違反等が認められたことから、本年7月23日、電力・ガス取引監視等委員会（以下、「同委員会」）より、業務改善勧告を受領しました。
- 当該勧告において、2023年5月12日付で同委員会に対して報告した内部統制の強化に係る取り組み※に関して、未実施または不十分な事項を整理し、報告した上、早期に実施することなどが求められており、当社は、本日、現状を踏まえ上記事項と今後の対策を整理し、報告書を提出しました（報告の概要は次頁以降に掲載）。

※2023年当時、他の一般送配電事業者における非公開情報の漏えい事案を踏まえ、同種事案の発生を防止するために、同委員会の要請を受けて報告した、行為規制等遵守のための内部統制強化に係る取り組み

【同委員会による業務改善勧告の内容】

- ① 令和5年5月12日付で電力・ガス取引監視等委員会に対して報告がなされている内部統制の強化に係る取組に関して、未実施又は不十分な事項を整理し、報告した上、早期に実施すること。
- ② 情報共有ツールに保存される非公開情報の取扱いを管理するための計画を立案し、提出すること。計画の進捗状況を定期的に電力・ガス取引監視等委員会に報告しつつ、当該計画を実施すること。
- ③ 事案の内容及び発生原因を調査し、社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分を行うこと。
- ④ 上記①及び②の勧告内容に係る改善計画が不十分であると認められる場合においては、必要に応じて追加的な改善策を策定し、実施すること。また、勧告内容の実施状況について、電力・ガス取引監視等委員会のフォローアップに誠実に対応すること。

(1) システム上のアクセス管理不備

当社が管理する系統運用自動化システムの4つのサブシステムにおいて、北海道電力の従業員が他の発電事業者の非公開情報を閲覧可能な状態となっていました。また、サブシステムを使用して非公開情報を入手した者や、入手が行われた日時を記録・保存しておらず、特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかの定期的な確認も行われていなかったことが判明しました。

さらに、系統運用自動化システムからデータを連携している北海道電力のシステム（水力制御システム）において、システム不具合により非公開情報が閲覧可能となっていたことも判明しました。

(2) 情報共有ツールの管理不備

組織間共有フォルダやポータルサイトに保存された非公開情報について、アクセス権限や取扱状況の管理がなされておらず、北海道電力の従業員が閲覧することができるようになっており、実際に北海道電力の従業員による閲覧が行われておりました。

(3) 紙媒体による非公開情報の不適切な利用

当社が作成した非公開情報を含む紙媒体を、北海道電力の従業員が所持していたことが確認されており、紙媒体における情報管理体制に不備が認められました。

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

- 2023年5月12日付で同委員会に対して報告した内部統制の強化に係る取り組みに関して、以下のとおり、未実施または不十分な事項を整理し、再発防止に向けた具体的な方策を策定しました。

<統制環境>

(確認する事項・観点)

- 体系的な内部統制体制を構築しているか。
- 行為規制を含めたコンプライアンス遵守の意識定着をどのように図っているか。
- 内部通報体制の整備など不正が発見されやすい環境を整えているか。

①体系的な内部統制体制の構築

現状	・情報管理に関する業務と法令遵守に関する業務を、2つの部署が分担して対応 ・非公開情報の漏えいに関する内部通報や漏えいが疑われる事案について、当社と北海道電力の企業倫理委員会の場で共有
未実施または不十分な事項	・部署間での調整を要することや知識・ノウハウの一元管理が困難であったことにより、迅速かつ効率的・効果的な業務遂行や専門知識の蓄積に課題 ・取締役会に対する報告経路が明確化されていない
今後の対策	・行為規制遵守に関わる専任組織である「流通総務部行為規制遵守推進グループ」を設置 ・行為規制に関する事案の報告ルールの明確化

(参考 2) 行為規制遵守に係る体制図 (新組織設置後)

4

北海道電力ネットワーク社長



取締役会

報告

監査役



連携

第2線
(管理部門)

コンプライアンス担当役員
【法令遵守責任者・情報管理責任者】



専任組織の設置：流通総務部行為規制遵守推進G

自己点検結果のチェック

教育・研修

従業員アンケート

行為規制等相談対応
内部通報窓口対応

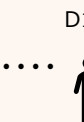
第1線
(事業部門)

事業部門(部門長)



本店事業部門

上位機関



下位機関

第1・2線に
対する
内部監査

第3線
(内部監査部門)

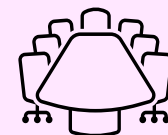


代表者直轄
モニタリング組織

報告

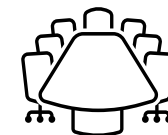
評価・提言

行為規制等
遵守委員会



外部専門家参加
(弁護士・公認会計士等)

企業倫理委員会



外部専門家参加
(顧問弁護士)

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

②行為規制の遵守意識の定着に向けた対応

現状	・法令遵守・行為規制遵守に関する社長メッセージを発信 ・役員による事業所訪問時における訓示を実施 ・行為規制等遵守に向けた体制を整備
未実施または不十分な事項	・社長メッセージ浸透のため、所属長等が業務実態に即して職場従業員に説明・意見交換等を行うことが必要 ・従業員個々のレベルにおいて行為規制の重要性に対する認識が不足 ・北海道電力従業員に対する身内意識が完全に排除できていない
今後の対策	・所属長による職場従業員との意見交換等を通じた社長メッセージの確実な浸透およびコミュニケーションの強化 ・当社と北海道電力の従業員間の「コミュニケーションガイドライン※」を制定 ※行為規制遵守のための行動や非公開情報の取り扱いに関する指針

③内部通報体制の環境整備

現状	・行為規制相談窓口を設置し、行為規制遵守および違反の早期発見・是正を実施 ・相談事例等を社内イントラネットに掲載・周知 ・社内・社外に内部通報窓口を設置し、対応方法等をマニュアル等に規定のうえ周知
未実施または不十分な事項	・業務上の具体的なシチュエーションにおける行為規制上の留意事項等について、従業員の理解が不足 ・内部通報制度の意義について、従業員への浸透が不十分
今後の対策	・行為規制相談窓口を通じた対話および情報収集 ・行為規制専用ポータルサイトの充実（相談事例等の共有、利便性向上） ・内部通報窓口（コンプライアンス相談窓口）の周知・理解度向上、通報者保護の周知徹底

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

<リスク評価>

(確認する事項・観点)

- 業務全体のリスク評価が行われているか。
- リスク評価の上で重要なデータやシステムが特定されているか。

④業務全体のリスク評価

現状	・各部門が業務や組織に内在するリスクを特定・分析・評価し、対策を策定・実行 ・「統合リスク管理委員会」を設置し、経営全般にわたる重要リスクの管理等を報告してPDCAを展開 ・第1線において情報管理状況・法令等の遵守状況に関する自己点検を実施し、行為規制リスクの把握・評価および対策の実施を促進 ・上記自己点検結果を第2線で確認し、第1線が講じる対策への助言・指導により体制を見直し・強化
未実施または不十分な事項	・行為規制を経営リスク・重要リスクの一つとして位置付けているものの、抽出リスクの見直しが適切に行われていない ・第2線における確認が、第1線での自己点検結果の確認にとどまっており、第1線が行う点検自体の妥当性（プロセス）の確認が不十分
今後の対策	・行為規制に特化したリスク評価 ・リスク評価、事業部門に対するモニタリング強化（第2線による実地モニタリングを含む）

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

⑤システム全体のリスク評価

現状	・非公開情報の管理の用に供するシステムについては、取り扱いの標準化や、非公開情報の管理の用に供するシステムの該当判定結果を基にした一覧表による管理を実施 ・紙媒体資料の利用を前提とした従来の業務慣行が根強く残っている
未実施または不十分な事項	・システム構成を十分に把握せず、誤った認識のもとサブシステムについて非公開情報の管理の用に供するシステムの該当判定を行っておらず、以降も同様の誤った判断に倣った点検を実施 ・紙媒体資料の具体的なシチュエーションにおける管理方法の周知が不十分
今後の対策	・非公開情報の管理の用に供するシステムの総点検（サブシステムを含めた複層的な体制での総点検） ・非公開情報を扱うシステムとデータの適切な管理（アクセスログの保存・ログ管理の徹底等） ・紙媒体資料に印刷された非公開情報の管理（資料の電子化、紙媒体資料の管理ルールの設定）

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

<統制措置>

(確認する事項・観点)

- 物理的隔離の担保はどのように行っているか。
- 業務委託先の管理をどのように行っているか。
- 人事異動の際の管理はどのように行っているか。
- 行為規制に関する定期的な社内研修はどのように行われているか。
- 情報システムの物理分割等に向けたスケジュールはどのようになっているか。
- 独立かつ強力な内部監査体制が構築されているか。

⑥物理的隔絶の徹底

現状	・建物を特定関係事業者と共用する場合は物理的な遮断を施し、当社執務室への入室を制限 ・物理的隔絶・入退室管理の状況について、管理部門が定期的に確認 ・会議室について社内ルールが未整備
未実施または不十分な事項	・特定関係事業者と同居する建物内に設置された簡易な打ち合わせスペースについて、誤った利用方法によって、非公開情報の漏えい等のリスクが高まる可能性は否定できない
今後の対策	・物理的隔絶の徹底（特定関係事業者との共有スペースの運用ルールの整備）

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

⑦業務委託先の管理

現状	・非公開情報を扱う委託先に対し、委託先従業員に対する行為規制教育の実施を依頼し、間接的な形で委託先の情報管理に関する指導等を実施 ・同委託先に対して、個々の委託契約の中で非公開情報に関する安全管理措置を規定 ・定期的に同委託先における非公開情報の取扱状況を書面調査・確認
未実施または不十分な事項	・同委託先に対する行為規制教育の実施状況の確認などのフィードバック調査が不十分 ・同委託先との包括的な守秘義務契約が締結されておらず、適切な情報管理等が行われていない ・同委託先における非公開情報取扱状況の確認が不十分
今後の対策	・同委託先における行為規制教育体制の構築支援 ・重要な委託先との包括的な守秘義務契約の締結 ・安全管理措置の遵守状況を確認する仕組みの構築 ・同委託先に対するリスク評価 ・同委託先に対する管理体制の構築要請と確認

⑧人事異動の際の管理

現状	・当社から特定関係事業者への転出者に対して、非公開情報の持出防止に係る対応を実施 ・転出者から「誓約書」を取得し、誓約書に違反した場合は懲戒の対象などになり得ることを説明 ・新たに当社従業員になる者に対して、行為規制に関する教育・研修を実施
未実施または不十分な事項	・転入者が十分な理解がないまま非公開情報を旧所属箇所に流出させるおそれがある
今後の対策	・北海道電力からの転入者に対する情報管理・行為規制に関する教育に係る社内規程・マニュアルの見直し ・北海道電力からの転入者に対する一定期間のモニタリングの実施

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

⑨行為規制に関する教育・研修の拡充

現状	・各部門研修に行為規制教育を織り込むなど、理解促進・意識向上を図っている
未実施または不十分な事項	・行為規制に対する従業員の理解が不足 ・業務上の具体的なシチュエーションを想定した実践的な教育に至っておらず、行為規制の重要性に対する従業員の認識が不足
今後の対策	・行為規制遵守に特化した階層別教育・研修の実施（管理職等による統制強化） ・担当業務と行為規制とのつながりを十分理解・認識できるケーススタディ等を交えた教育・研修の実施

⑩情報システムの物理分割への対応

現状	・北海道電力所有の仮想サーバ基盤に非公開情報の管理の用に供するシステムが存在
未実施または不十分な事項	・情報システムについて、ハードウェアレベルでの分割またはそれと同視し得る状態による分割が必要
今後の対策	・非公開情報の管理の用に供するシステムの物理分割に向けた対応

⑪実効性の高い内部監査の実施

現状 (継続実施)	・監査時に職場管理者とのヒアリングを通じて、法令等遵守のための取り組み状況を確認 ・「行為規制等遵守委員会」に対して内部監査結果等を共有し、外部有識者からの提言も踏まえて、行為規制に関する内部監査を高める取り組みを推進 ・電力・ガス取引監視等貴委員会が実施するモニタリングにおける評価の観点を新たな視点として取り入れ、モニタリング結果等を踏まえた対応状況について確認
--------------	---

2. 行為規制遵守に向けた内部統制強化に係る取り組みの概要

<その他>

(確認する事項・観点)

- 不正発生時に関係者の厳正な処分が行われているか。

⑫不正発生時の関係者の厳正な処分

現状	・社内規程に懲戒処分を規定し、不正発生時には、各案件の事情に応じて関係者の処分を実施 ・「一般送配電業務の中立性確保に関する行動規程」に違反した従業員について、懲戒などの処分対象とすることがある旨を社内規程・マニュアルに明示
未実施または不十分な事項	・行為規制違反時の処分について、改めて従業員への周知が必要
今後の対策	・行為規制違反時は懲戒などの処分対象となる旨を従業員に明示

3. 組織間共有フォルダ等の情報共有ツールに係る取り組みの概要

- 今回の事案を受けて、今後、情報共有ツールにおけるアクセス権限設定および定期的な確認ルールを整備し、アクセス権限管理状況のモニタリングや職場管理者向けの教育の実施、更には新たな情報共有ツールの導入により、適切に情報管理する仕組みを構築します。

現状	・非公開情報を保管する情報共有ツールのアクセス権限は、各部署や個人の判断で設定可能 ・職場管理者が会社間異動時における情報管理を実施 ・北海道電力所管の情報共有ツールを利用
未実施または不十分な事項	・定期異動などで北海道電力へ異動した従業員のアクセス権限が削除漏れのまま残置されている事例も散見され、適切な権限管理が継続的にできていない ・情報セキュリティ管理状況の点検方法や点検対象の理解が不十分 ・北海道電力と情報共有ツールを共用する限り、非公開情報が北海道電力に漏えいするリスクは残存
今後の対策	・情報共有フォルダ・ポータルサイト等の情報共有ツールにおけるアクセス権限やアクセスログ調査の実施 ・非公開情報を適切に管理する仕組みの構築 － アクセス権限の設定および定期的な確認ルールの整備 － アクセス権限管理状況のモニタリング － 職場管理者向け階層教育の実施（チェック機能の強化、アクセス権限設定の重要性の啓発） － 当社専用の新たな情報共有ツールの導入（物理分割に向けた対応）

4. 系統運用自動化システムに係る取り組みの概要

- 今回の事案において不備が判明した系統運用自動化システム等について、非公開情報の適正な管理の観点から、下記の対策を講じます。

現状	・系統運用自動化システムの一部サブシステムは、北海道電力が利用 ・水力制御システムは、系統運用自動化システムから論理分割した上で、北海道電力が利用
未実施または不十分な事項	・系統運用自動化システムのサブシステムのアクセス権限設定が不適切 ・系統運用自動化システムのサブシステムのログ保存および解析が未実施 ・水力制御システムの仕様に不備
今後の対策	・アクセス権限の管理強化と水力制御システムの物理分割の検討 ・システム改造によるアクセスログ等の管理強化（ログ保存期間の延長およびログ解析ツールの構築）

5. 事案の内容等に関する公表と関係者の処分について

➤ 今回の事案の内容等に関する公表状況は下記のとおりです。

公表日	公表内容
2025年4月28日	電気事業法の規定に基づく報告徴収の受領について ・北海道電力従業員が、当社が作成した、非公開情報に該当し得る情報を含む資料を所持していたことを確認したため、電力・ガス取引監視等委員会に報告 ・同委員会より電気事業法の規定に基づく報告徴収を受領
2025年5月30日	電気事業法の規定に基づく報告徴収への報告について ・報告徴収に基づき、事案に関する事実関係、発生原因および再発防止策などについて取りまとめ、5月30日、同委員会へ報告
2025年7月23日	非公開情報の情報漏えいに係る電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の受領について ・同委員会より、本事案に対し、「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について（業務改善勧告）」を受領
2025年8月22日 （今回）	電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告に対する報告書の提出について ・業務改善勧告に対する報告書を取りまとめ、同委員会に提出

➤ この度の業務改善勧告等を真摯に受け止め、事案の発生にかかる責任等を勘案し、以下のとおり関係役員の報酬減額を実施します。

細野 一広（取締役社長 社長執行役員）	： 減俸（月額報酬20%、3カ月）
佐々木 孝浩（取締役副社長 副社長執行役員）	： 減俸（月額報酬15%、3カ月）
齊藤 幸則（取締役執行役員）	： 減俸（月額報酬10%、2カ月）